

介 第 855 号
令和4年2月9日

各介護サービス事業所・施設を運営する法人代表者様
事業所・施設の管理者様

松江市健康部介護保険課

オミクロン株患者の濃厚接触者となった介護サービス従事者の
待機期間の短縮について(お知らせ)

平素より新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただきしておりますことを感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和4年2月3日付事務連絡で通知していた内容に加え、下記「1.②」のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。※この取扱いは、介護サービス従事者(エッセンシャルワーカー)が対象で、利用者に対して同様の取扱いはできません。

なお、下記「1.②」による対応を行う場合は、当該濃厚接触者の所属する事業所・施設から管轄保健所へ事前に相談してください。(保健所が感染者対応に専念できるよう、保健所への相談は待機期間短縮事案の発生時のみとし、それ以外の際は介護保険課にお問い合わせください。)

記

1. 待機解除までの期間

令和4年1月5日付け(令和4年1月28日一部改正)事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知(以下「通知」という。)とのおりとする。

① 濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日(陽性者との接触等)から7日間(8日目解除)とする。※オミクロン株感染者の濃厚接触者は、一般的にはこの取扱いになります。

② 上記①にかかわらず、無症状であり、4日目及び5日に薬事承認された抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除が可能である。

※抗体定性検査キットは薬事承認されたものを用いるとともに、別添通知の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」①～⑤の対応を行うこと。

2. その他

別紙「社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について」を参考に、事業所での対応をご検討ください。

【松江市ホームページ】

総合メニュー > 事業者向け情報 > 福祉・介護 > 介護保険 >
新型コロナウイルス感染症関連情報

【問い合わせ先】
松江市介護保険課
給付係(電話 55-5933)